

2021年4月21日

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会
座長 山縣 文治 様

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島善久
公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子

子ども家庭福祉に従事する者の資格の在り方に関する意見

私たちは、従前より、新たな国家資格の創設には反対の立場をとって参りました。その考えは、『子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ』のとりまとめを拝見した今も変わるものではございません。ソーシャルワークの専門性は一つであり、また地域共生社会の実現に向けて既存の国家資格である社会福祉士・精神保健福祉士が今後一層の研鑽を重ねることで、この分野においてもソーシャルワーカーとして機能できると考えております。

繰り返しを厭わずに申し上げますと、私たちの提案の主旨は、多職種等の連携によって、子どもとその家庭の支援を展開していくこと、その専門性の確立のためには、社会福祉士・精神保健福祉士の国家資格を基礎として専門分野の研鑽の仕組みを構築し、質の担保を「認定」というものです。

私たちは、子どもとその家庭の支援において、ソーシャルワークが欠かせず、であればこそソーシャルワーカー資格の細分化ではなく、ソーシャルワークのアイデンティティを強化しつつ、その基盤の上に、各分野の専門性を高めることが最善の方策であると信じております。これから開始される専門委員会におかれましては、職能団体や養成団体等のヒアリングに加え、パブリックコメントを実施して開かれたご議論を展開していただけますようお願い致します。